

王勃《陸録事墓誌》の斷簡について

道坂昭廣

はじめに

2018年夏、慶應義塾大學佐藤道生先生の御所藏となった《王勃集》斷簡各三行2枚を閲覽させていただいた。その後、佐藤先生は〈日本漢學研究に於ける古筆切の利用〉（《慶應義塾中國文學會報》第3號，2019年3月。以下佐藤論文と言う。）において本斷簡が《王勃集》卷二十八から切り出された〈陸録事墓誌〉の一部であることを論證された。

續いて2019年の末、西泠印社のオークションに《王勃集》の斷簡とされる12行1枚が出品された。一行14字から16字という字數，書風，界高も《王勃集》卷子，佐藤斷簡と一致する。またこの斷簡中に「楊（揚）府録事」の文字があり，この1枚も《王勃集》卷二十八中の〈陸録事墓誌〉の一部と判断されるのである。《王勃集》卷二十八から切り取られた〈陸録事墓誌〉が，古筆手鑑《翰墨城》所收斷簡とあわせ，合計4枚，21行が発見されたことになる。

一、新發見の斷簡について

佐藤先生御所藏斷簡についての詳細な情報は佐藤論文にあるが，一行15字から16字という字數，書風，界高は《王勃集》と一致する。2枚の内1枚は，裏に「聆濤閣/鑑臧記」の印がある（佐藤論文では書影2として畫像が載せられている。本論では，假に佐藤斷簡Aと表記する）。もう1枚（同じく，佐藤論文に書影1として載る。假に佐藤斷簡Bと表記する。）は「（日本三筆之内/）橘逸勢（大道既隱/石山切三行）」（括弧内の文字は小字）の極札がある。

佐藤論文は，佐藤斷簡Aに見える紙背文字，佐藤斷簡Bが古筆手鑑《翰墨城》に押されていた〈傳橘逸勢筆詩序切〉¹と繋がることから，この二枚を〈陸録事墓誌〉

¹このことは，拙稿〈傳橘逸勢筆「詩序切」と上野本『王勃集』の関係〉（『王勃集』と王勃文學研究、2016年、研文出版）で紹介した。なお以降この文を本文では前稿と稱する。

の一部と断定されたのである。ちなみに聆濤閣は《王勃集》卷二十八を上野家に譲った吉田家のことである。吉田家は、《王勃集》だけでなく、ある時期、この断簡も所蔵していたのである。

現在東京国立博物館に蔵される《王勃集》卷二十九卷三十の一卷は、赤星家の賣立では《橘逸勢集一卷》の名で出展された。更に聆濤閣で《集卷》と稱していたこの卷子も、橘逸勢筆の傳承を持っていた²。《王勃集》はいつの頃からか橘逸勢の筆寫とされていたようだ。今回發見された《王勃集》断簡は、聆濤閣が所蔵していた佐藤断簡 A には極札が無かったようであるが、佐藤断簡 B、《翰墨城》所收断簡、そして西冷印社拍賣に出た断簡（以降、西冷印社断簡と稱する。）には、橘逸勢とする極札があった。4枚の断簡のうち3枚が橘逸勢の筆寫とする傳承をもっていたのだ。この極札もまた、これらが《王勃集》の断簡であることを補強する一證と言えよう。何時切り出され、割斷されたかは分からないが、《王勃集》が王勃の文集であることが忘れられ、橘逸勢の筆寫作品とする傳承が生まれた後のことであることも示している。

佐藤論文と重複するが、ここで《王勃集》卷二十八と〈陸録事墓誌〉について確認しておきたい。吉田聆濤閣が《集卷》と名付けていた古寫本は、上野家に譲られたのち、内藤湖南によって《王勃集》卷二十八であったことが明らかにされた。この卷子は最初に「墓誌下」とあり（恐らくこの文字の前に、集卷第廿八とあったと思われるが、その一行は失われている）、その下から左へ〈達奚公墓誌一首（并序）〉〈陸□□墓誌一首（并序）〉〈歸仁縣主墓誌一首（并序）〉〈賀拔氏墓誌一首（并序）〉（括弧内（并序）は小字）とこの卷に載る墓誌4篇の題名が並べられる。第二篇の題名は二字目三字目の文字が一部しか残っていないが、湖南によって「録事」と判讀された。

この卷二十八を見てゆくと〈達奚公墓誌〉の銘文の4行目で破斷しており、三作品目の〈歸仁縣主墓誌〉に繋がれている。〈陸録事墓誌〉が失われているのである。〈達奚公墓誌〉の側は紙の劣化によって自然に破斷したように見えるが、〈歸仁縣主墓誌〉の前は人工的に裁斷されている。二つに分かれてしまった卷子を繋ぐ際に、〈陸録事墓誌〉が切り取られたのであろう。先に紹介したように古筆了仲（1736年没）所傳古筆手鑑《翰墨城》に〈陸録事墓誌〉の銘文三行1枚が押されていたのであるから、切り取られたのはそれ以前である。

切り出された時期がわからないのであるから、〈陸録事墓誌〉が何時、そして幾つに割斷されたのかは更にわからない。ただ以下に見てゆくように4枚をその内

²国立歴史民俗博物館蔵《聆濤閣集古帖》の書き入れから明らかになった。詳しくは〈吉田聆濤閣と『王勃集』〉（《中國典籍日本古寫本の研究 Newsletter No.VI》2020年11月）を参照。

容から推定すると、〈陸録事墓誌〉は、1 [佚・行數不明]、2 西冷印社斷簡（12行）、3 [佚・行數不明]、4 佐藤斷簡 A（3行）、5 [佚・行數不明]、6 佐藤斷簡 B（3行）、7 《翰墨城》斷簡（3行）、8 [佚・行數不明。3行程度と思われる³。] となり、少なくとも8つに割裂されていると思われる。

〈陸録事墓誌〉は、どのような内容の墓誌なのか。3枚の斷簡と《翰墨城》斷簡から考えてみたい。

なお佐藤斷簡2枚は、佐藤論文に既に釋字されており、参考にさせていただいた。ただ一部、その釋字に従わなかった部分がある。西冷印社斷簡については、華東師範大學丁小明先生が斡旋して下さり、オークション直前の2019年12月11日に閲覽することができた。丁先生並びに西冷印社のご好意に感謝する。釋字にあたっては、丁先生の他、この時、ともに閲覽した南京大學金程宇先生、鳳凰出版樊昕先生等の意見も参考にした。あらためて諸先生に感謝申し上げる。

二、〈陸録事墓誌〉序 西冷印社斷簡と佐藤斷簡 A

4枚の斷簡のうち、2枚は無韻の墓誌序の部分、2枚は四字句の銘文で押韻する。

【西冷印社斷簡】 「橘逸勢卿」極札

- 01 第。□江王府參運（軍），遷右武衛騎曹。君
- 02 静能應物，仕以易農。優（偃）蹇高致，徘徊下
- 03 列。入 [] 臺而考秩（秩），位屈於參卿，踐嚴衛
- 04 而論班，塗窮於武職。尋轉鄭州司功，又
- 05 遷揚（揚）府錄事。地分餘鄭，境跨令吳。制□
- 06 崇巖，裂榮嵩之奧壤，長洲茂畹（苑），□淮
- 07 □之雄都。君歷踐名邦（邦），頻趨下職。楊子
- 08 雲之澹泊，未屑浮沈，趙元淑之才名，獨
- 09 勞州（州）郡。百年清尚，混纓紱於人間，三徑
- 10 長懷，佇江湖於歲晚。桓譚不樂，賈誼
- 11 多傷。密圖丘壑之資，方遂山林之賞。総
- 12 章二年，蓬州府君憂去職，悲纏厚窆

釋字中の（ ），例えば1行目“運（軍）”は、運は軍の誤寫と思われるということを示している。また3行目 [] は、文字の脱落があると考えられる部分を示す。なお釋字中の句讀點は私の考えで付した。

³この理由は、前稿注23で述べた。

第，江王府の參軍に□し，右武衛騎曹に遷る。君 静にして能く物に應じ，仕以て農に易ゆ。(偃) 蹇高致し，下列に徘徊す。[] 臺に入りて(秩)を考ずるに，位は參卿に屈し，嚴衛を踐みて班を論ずるに，塗は武職に窮る。尋いで鄭州司功に轉じ，又た(揚)府錄事に遷る。地は餘鄭に分れ，境は令吳を跨ぐ。制□崇巖，榮嵩の奥壤を裂き，長洲の茂(苑)，淮□の雄都を□す。君 名(邦)を歴踐し，頻りに下職に趨く。楊子雲の澹泊，未だ浮沈を屑くせず，趙元淑の才名，獨り(州)郡に勞す。百年の清尚，纓紱を人間に混へ，三徑長く懐い，江湖に歳晩に佇む。桓譚 樂しまず，賈誼 多く傷む。密かに丘壑の資を圖り，方に山林の賞を遂げんとす。総章二年，蓬州府君の憂に職を去り，悲しみは厚空に纏う……

西冷印社斷簡の前，即ち墓誌の始めの部分は，王勃の他の三篇の墓誌などから考えると，墓主(陸錄事)の家系や父母のことが數行に渡って記述されていると思われる。

本斷簡の最初の文字「第」は，例えば楊炯〈王勃集序〉で“對策高第，拜爲朝散郎”とあるのと同じく，陸某が試験に合格したことを言う句の末尾の文字であったのではないか。そしてその結果，江王という皇族の府の官職を得たのである。

12行目，「総章」という年號のあとにあるので，□□は數字と「年」が入る。総章は二年で改元される。數字が入る上の□には横畫が二本見える。「元」であれば，横畫はもう少し上にあり，且つ上の第一畫は少し短く書かれるので，二年とした。

次にこの文の駢文としての特色を明らかにするため，對句ごとに取り出し，平仄(平は○，仄は●で表記)の配置と典據について調べてみた。用例については，これが王勃の作品であることを確認するため，王勃の他の作品に同じ用例があるかどうかについても注意した。

(前闕)

[1] 第。□江王府參(軍)，遷右武衛騎曹。

江王，未詳。

《唐六典》卷二十九“親王府……參軍事二人正八品下”。

又卷二十四“左右武衛大將軍，各一人正三品……錄事參軍事，各一人正八品上……騎曹參軍事，各一人正八品下”。

[2] 君[○]静[●]能[○]應[●]物，仕以[○]易[●]農。

《王勃集注》卷十五〈平臺祕略贊十首・褒客第七〉“功惟應物，業貴逢時”。

《莊子》天運篇“彼未知夫無方之傳，應物而不窮者也”。

《漢書》卷六十五東方朔傳三十五“贊曰……首陽爲拙，柱下爲工……飽食安步，以仕易農”。《文選》卷三十八・任昉〈爲范尚書讓吏部封侯第一表〉“臣本自諸生，家承素業，門無富貴，易農而仕”。

[3] (偃) 蹇高致，徘徊下列。

優蹇，未詳。「偃蹇」の誤寫と思われる。

《文苑英華》卷六一七・朱敬則〈論刑獄表〉“陛下必不可偃蹇太平，徘徊中路”。《王勃集注》卷三〈採蓮曲〉“正逢浩蕩江上風，又值徘徊江上月”。《文選》卷二十三・曹植〈七哀詩〉“明月照高樓，流光正徘徊”。

《王勃集注》卷四〈上吏部裴侍郎啓〉“銜才飾智者，奔馳於末流，懷眞蘊璞者，棲遑於下列”。《文館詞林》卷一五二詩十二・陸機〈贈弟清河雲詩〉“雖備官守，位從武臣。守局下列，譬彼飛塵”。

《三國志》卷五十四吳書九・周瑜傳“性度恢廓，大率爲得人，惟與程普不睦”。裴松之注：《江表傳》曰……（蔣）幹還，稱瑜雅量高致，非言辭所間。

[4] 入 [] 臺而考 (秩)，位屈於參卿。踐嚴衛而論班，塗窮於武職。

對句であることを考慮すると「入」と「臺」の間に書き落とされた一字があると思われる。

《初學記》卷十一職官上・侍郎郎中・員外郎八“《漢官》云，尚書郎，初從三署郎選詣尚書臺試，每一郎缺，則試五人。先試牋奏，初入臺稱郎中”。

《王勃集注》卷三〈倬彼我系〉“其位雖屈，其言則傳……今我不養，歲月其愆。儷俛從役，豈敢告勞。從役伊何，薄求卑位。告勞伊何，來參卿事。名存實爽，負信愆義”。

《唐會要》卷八十二・考下“又近日諸州府所申考解，皆不指言善最，或漫稱考秩，或廣說門資，既乖令文，實爲繁弊。自今以後，如有此色，并請准令降其考第”。

《十六國春秋》卷十六・後趙錄六・石虎中“征北將軍張賀度嚴衛馳白之”。參：《白氏六帖》卷二十一金吾將軍第六十四“嚴衛（禁兵）”。又羽林將軍第六十五，同。

《王勃集注》卷十五〈益州夫子廟碑〉“竭河追日，夸父力盡於楹間，越海陵山，暨亥塗窮於廡下”。

參：《隋唐佳話》卷下“徐彥伯常侍，睿宗朝，以相府之舊，拜羽林將軍。徐旣文士，不悅武職，及遷，謂賀者曰，不喜有遷，且喜出軍耳”。

[5] 尋轉鄭州司功，又遷楊府錄事。地分餘鄭，境跨令吳。

《元和郡縣志》卷九・河南道四“鄭州（滎陽雄）”。《唐六典》卷三十“上州……

司功參軍事一人，從七品下”。

《舊唐書》卷四十地理三志二十“淮南道。揚州大都督府隋江都郡……（武德）九年，省江寧縣之揚州，改邗州爲揚州，置大都督……龍朔二年，昇爲大都督府”。

《舊唐書》卷四十二・職官一志二十二“正第七品上階……大都督大都護府錄事參軍事”。

餘鄭，令吳，未詳。

《王勃集注》卷十七〈梓州通泉縣惠普寺碑〉“地分彭蜀，嶺對岷峨”。

[6] 制○崇巖，裂○榮嵩之奧壤，長○洲茂（苑），淮○之雄都。

《文選》卷五十九・王中〈頭陀寺碑文〉“倚據崇岩，臨睨通壑，溝池湘漢，堆阜衡霍”。

榮嵩，未詳。或いは榮嵩の誤寫，榮陽と嵩山を指すか。又た榮字は，穎字の誤りかもしれない。《水經注》卷二十二潁水“潁水又東，五渡水注之，其水導源崇（一作嵩）高縣”。

正倉院王勃詩序 26・《王勃集注》卷八〈秋日登洪府滕王閣餞別序〉“臨帝子之長洲，得天人之舊館”。

《文選》卷五・左思〈吳都賦〉“造姑蘇之高臺，臨四遠而特建，帶朝夕之浚池，佩長洲之茂苑”。

佚文《王勃集》卷二十九〈祭石堤女郎神文〉“陝西舊國，關東奧壤”。

正倉院王勃詩序 37・《王勃集注》卷八〈江寧縣白下驛吳少府宅見餞序（江寧吳少府宅餞宴序）〉“昔時地險，爲建鄴之雄都，今日天（太）平，卽是江寧之小邑”。

[7] 君歷踐名（邦），頻趨下職。

《藝文類聚》卷三十三人部十七・報恩・謝朓〈酬德賦〉“君紓組於名邦，賂話言於川渚”。

〈龍君墓誌〉龍朔元年七月十三日（661）（《唐代墓誌彙編》龍朔 003）“君志雖溫柔，行乃貞厲，恥居下職，思効深功”。

參：〈唐故僕寺廐牧署令蘭君墓誌銘〉永淳元年八月廿四日（682）（附考 10-929《唐代墓誌彙編》永淳 011）“橫巨壑以獨游，頻趨魏闕之前，載踐宮之地”。

《全唐文》卷二二三・張說〈爲郭振讓官〉“臣本書生，幸事先帝，歷踐清職，遂參機密”。

[8] 揚子雲之澹泊，未屑浮沈，趙元淑之才名，獨勞（州）郡。

《王勃集注》卷五〈上絳州上官司馬書〉“揚子雲之澹泊，心竊慕之，嵇叔夜之逍遙，眞其好也”。《漢書》卷八十七下・揚雄傳五十七下“哀帝時，丁，傳，董賢用事，諸附離之者，或起家至二千石。時雄方草太玄，有以自守泊如也”。注：師

古曰，泊，安靜也。又卷一〇〇上・敘傳七十上“清虛澹泊，歸之自然”。

《王勃集注》卷一〈江曲孤島賦〉“去就無失，浮沈自然”。

《三國志》卷三十九蜀書九・劉巴傳“凡諸文誥策命，皆（劉）巴所作也”。注：《零陵先賢傳》曰，（孫）權曰，若令子初隨世沈浮，容悅玄德，交非其人。

《王無功集》卷一・王績〈遊北山賦〉“豈若馮敬生之訓世，趙元淑之尤人，殷憂恥賤，憔悴傷貧”。《文苑英華》卷八四五・楊炯〈遂州長江縣先聖孔子廟堂碑〉“符偉明以都官謝職，逢有道而相推，趙元叔以郡吏從班，見司徒而不拜”。

《後漢書》文苑・趙壹傳七十下“字元叔……恃才倨傲，爲鄉黨所擯……光和元年，舉郡上計到京師，是時司徒袁逢受計，計吏數百人皆拜伏庭中，莫敢仰視，壹獨長揖而已……逢則斂衽下堂，執其手延置上坐，因問西方事。大悅，顧謂坐中曰，此人漢陽趙元叔也，朝臣莫有過之者……州郡爭致禮命，十辟公府，竝不就，終於家。初袁逢使善相者相壹，云仕不過郡吏，竟如其言”。

《北齊書》卷四十五文苑・樊遜傳三十七“（五年正月制詔）又問求才審官，遜對曰……無令桓譚非讖，官止於郡丞，趙壹負才，位終於計掾”。

[9] 百年清尚，混纓紱於人間，三徑長懷，佇江湖於歲晚。

《三國志》卷四十五蜀書十五・楊戲傳〈贊王文儀〉“尚書清尚，敕行整身”。

正倉院本23〈楊五席宴序〉“故有百年風月，浪形丘壑之間，四海山川，投跡江湖之外”。《王勃集注》卷三〈懷仙〉序“客有自幽山來者，起予以林壑之事，而煙霞在焉。思解纓紱，永詠山水，神與道超，跡爲形滯，故書其事焉”。《北史》卷二十四王昕傳十二“帝愈怒，乃下詔曰，元景本自庸才，素無勲行，早霑纓紱”。

《王勃集注》卷六〈秋日游蓮池序〉“人間齷齪，抱風雲者幾人，庶俗紛紜，得英奇者何有”。

《王勃集注》卷十八〈梓州鄆縣靈瑞寺浮圖碑〉“窮百年之後樂，寫千里之長懷”。

《楚辭》劉向〈九嘆・遠逝〉“情慨慨而長懷兮，信上皇而質正”。

正倉院王勃詩序34・卷八〈秋晚入洛於畢公宅別道王宴序〉“惟恐一丘風月，侶山水而窮（忘）年，三徑蓬蒿，待公卿之未（來）日”。《陸士衡文集》卷六・陸機〈爲周夫人贈車騎〉“湛露何冉冉，思君隨歲晚”。

江湖は王勃の作品にしばしば見える。例えば《王勃集注》卷十一〈平臺祕略論十首・藝文四〉“至若身處魏闕之下，心存江湖之上”。

[10] 桓譚不樂，賈誼多傷。

《庾子山集注》卷一・庾信〈竹杖賦〉“潘岳秋興，嵇生倦遊，桓譚不樂，吳質長愁”。《後漢書》桓譚傳十八上“後大司空宋弘薦譚，拜議郎給事中，譚復極言讖之非經，帝大怒……出爲六安郡丞，意忽忽不樂，道病卒”。

參：《文苑英華》卷七一〇・張九齡〈歲除陪王司馬登薛公逍遙臺序〉“以長沙下國，同賈誼之謫居，六安遠郡，無桓譚之不樂”。

正倉院王勃詩序 28・卷八〈秋日登洪府滕王閣餞別序〉“屈賈誼於長沙，非無聖王（主），竄梁鴻於海曲，豈之（乏）明時”。

參：〈唐故文林郎賈府君墓誌銘〉長壽二年十月十七日（693）（《河洛墓刻拾零》112）“既而桓譚不樂，趙壹多傷”。

[11] 密圖丘壑之資，方遂山林之賞，

正倉院王勃詩序 16・《王勃集注》卷六〈梓潼南江泛舟序〉“艤舟於江潭，縱觀於丘壑，眇（渺）然有山林陂澤之思”。

《王勃集注》卷七〈入蜀紀行詩序〉“煙霞爲朝夕之資，風月得林泉之助”。

正倉院王勃詩序 36・《王勃集注》卷八〈秋日楚州郝司戶宅遇餞霍使君序〉“煙霞充耳目之翫，魚鳥盡江湖之賞”。

[12] 總章二年，蓬州府君憂去職。

《舊唐書》卷三十九地理二志十九“山南道……蓬州下 武德元年，割巴州之安固，伏虞，隆州之儀隴，大寅，渠州之宕渠，咸安等六縣，置蓬州，因周舊名”。

[13] 悲纏厚窆（以下闕）

《王勃集注》卷二十〈常州刺史平原郡開國公行狀〉“故怨深徹樂，悲纏罷市者乎”。

《文選》卷四十六・任昉〈王文憲集序〉“豈直春者不相，工女寢機而已哉。故以痛深衣冠，悲纏教義”。

〈魏故齊郡王妃常氏墓誌銘〉（《漢魏南北朝墓誌彙編》132頁）“高松煜煜，厚窆曼曼。有鐫金石，肅絕椒蘭”。

參：〈大唐故朝議大夫使持節密州諸軍事守密州刺史上柱國元府君墓誌銘序〉開元五年正月五日（717）（《附考》16-1572・開元045）“嗣子預等，悲纏厚窆，思勒佳城”。

[8] “楊子雲之澹泊”は、王勃の他の作品にも同じ句がある⁴。その他にも類似した表現の句が幾つか見られる。

[7] “頻趨下職”という句に示されるように、陸某の官途は、思うに任せないものであった。[3]“(偃)蹇高致，徘徊下列”の對句は、人格と實際の官職との落差を表現するものの、それによって却ってこの人物の不遇がより明確に浮かび上がる。[9]“百年清尚，混纓紱於人間，三徑長懷，佇江湖於歲晚”以降は、官にあることを楽しまず、隱棲を考えていたという。

蓬州府君と稱される父親の死を機に、この人物は官職を辭した。その時の職が

⁴この句については12月11日の閲覽の際に、樊昕氏が指摘された。

揚州の録事であった。これがこの人物の最後の官職であったようだ。姓名はないが、巻頭の〈陸録事墓誌〉という題名の官職と一致するので、西冷印社斷簡が王勃〈陸録事墓誌〉の斷簡であると判断できるのである。

最後の句は [13] に参考として挙げた《元府君墓誌》にみるように、多くの場合、死者である墓主に對する遺族の悲しみを表現するが、ここでは父親の死に對する陸録事の悲しみとして用いられている。父の死は陸録事にとって大きな精神的な打撃であった。

【佐藤斷簡 A】 紙背「聆濤閣/鑑臧記」印

- 1 勞罔極，樊生扣地，相見何難。毀骨誓於窮
- 2 阨，泣血遵乎長路。王戎死孝，庶僮俛□於
- 3 三年，阮籍神哀，竟□離於一慟。毀卒于次

……勞 極まること罔く，樊生 地を扣き，相い見ること何ぞ難し。
毀骨 窮阨に誓い，泣血 長路に遵う。王戎の死孝，僮俛として□
三年に庶く，阮籍 神哀しみ，竟に一慟に□離す。次……に毀卒す。

2行目、「王□」の□の文字は、痕跡はみえるが判讀できない。左上に払いのような筆跡がみえるので「戎」ではないかもしれないが⁵、ただ、下の [2・3] に挙げるように、王勃が意識したと考えられる典據があり、またこの隔句對を模倣したと思われる墓誌が存在する⁶。そのため、この文字を「戎」とした。但し二句目“庶僮俛□於三年”は、文字が一字多い。

(前闕)

[1] 勞罔極，樊生扣地，相見何難，

《王勃集注》卷十八〈廣州寶莊嚴寺舍利塔碑〉“昊天罔極，追懷自遠”。《毛詩》小雅・藝莪・序“蓼莪，刺幽王也。民人勞苦，孝子不得終養爾……哀哀父母，生我劬勞……欲報之德，昊天罔極”。

《文苑英華》卷六〇五・李嶠〈爲太平公主請住山陵轉一切經表〉“號天罔極，扣地不追”。

樊生，未詳。

《宋書》卷九十一孝義傳五十一“余齊民，晉陵晉陵人也。少有孝行，爲邑書吏。父殖，大明二年，在家病亡……便歸。四百餘里一日而至，至門，方詳父死。號踊慟絕，良久乃蘇。問母父所遺言。母曰，汝父臨終，恨不見汝。曰，相見何難。

⁵佐藤論文ではこの句4字をすべて□とし、慎重を期しておられる。

⁶王勃の墓誌の表現が後の時期の墓誌に眞似られていることは『王勃集』佚文中の女性の墓誌と出土墓誌——王勃作品流行の痕跡〉(《立命館文學》664、2019年)で紹介したことがある。

於是號叫殯所，須與便絕”。

〈大唐故始州黃安縣令傅君墓誌〉龍朔三年十二月（《唐代墓誌彙編》龍朔 086）
“痛結終身，哀纏罔極”。

[2] 毀骨誓於窮[○]埏[●]，泣血[○]遵乎長路[●]。

《世說新語》德行篇“王戎和嶠同時遭大喪，俱以孝稱……（劉）仲雄曰，和嶠雖備禮，神氣不損。王戎雖不備禮，而哀毀骨立。臣以和嶠生孝，王戎死孝”。

《文選》卷二十四・曹植〈贈白馬王彪〉“收淚卽長路，援筆從此辭”。

《文選》卷六十・任昉〈齊竟陵文宣王行狀〉“會武穆皇后崩，公星言奔波，泣血千里”。

《禮記》檀弓上“高子臯之執親之喪也，泣血三年，未嘗見齒”。

[3] 王戎[○]死[●]孝[○]，庶僮[●]俛[○]於三年[○]，阮籍[●]神[○]哀，竟[○]離於一慟[●]。

上 [2] 《世說新語》德行篇。

《文選》卷二十一・顏延之〈秋胡詩〉“孰知寒暑積，僮俛見榮枯”。李善注：僮俛，猶俯仰也。

《世說新語》任誕篇“阮籍當葬母，蒸一肥豚，飲酒二斗。然後臨訣，直言窮矣，都得一號，因吐血，廢頓良久”。

〈大唐故寧遠將軍郭府君墓誌銘并序〉景龍三年十二月二十日（709）（《全唐文補遺》8-343）“是嗣子……等……王戎死孝，庶僮俛於三年，阮籍神傷，竟潺湲於一慟”。

[4] 毀卒于次（以下闕）

《北史》卷八十四孝行・秦族附榮先傳七十二“榮先亦至孝，遭父喪，哀慕不已，遂以毀卒”。

この3行はすべて死者を激しく悼む表現である。そして用いられている典拠から考えると、親の死に対する子供の悲しみである。墓誌には、しばしば死者である墓主に對して、墓誌文作成の依頼者である残された者の悲しみを述べる表現が置かれる。この部分も、親が墓主で、その子供の悲しみの表現である可能性はある。しかし本斷簡の末尾“毀卒于次”は、その後に「年」のような時間を示す字があったと想像でき、この斷簡は残された者の嘆きを言うのではなく、親の死を嘆くあまり世を去ったと言うことを言っているのだと考えられる。

西泠印社斷簡には「揚州錄事」が、[12・13]“蓬州府君憂去職，悲纏厚窆”と父の死により官を去り、その逝去を悲しんだという句で斷絶していた。この斷簡に述べる悲嘆は、「蓬州府君」という父親の死を悲しむ陸錄事の感情を表現した部分なのではないか。親の死を悼むあまり世を去ったという内容の佐藤斷簡Aは、當

然西冷印社斷簡の後にあり、しかもこの表現からその間にさほど多くの行數を挟んでいないと判断できるのである。

語彙に注目すると、「一慟」「三年」の語は、銘文である佐藤斷簡Bの二行目三行目にも見える。この部分が銘文の内容と関連していることがわかる。西冷印社斷簡、佐藤斷簡A、そして佐藤斷簡Bが内容からも一つの作品であることが確認できるのである。

佐藤斷簡Aの最後の句が、彼の死を言うのであれば、陸録事は「三年」の服喪を全うすることなく、父親の死の翌年に世を去ったと考えられる。総章二年或いは次年、咸亨元年のことと思われる。王勃が沛王府を出され、蜀へ向かう前後の頃である。

以上2枚は墓誌の序文の斷簡である。整った駢文で綴られており、平仄配置で言えば、句末の平仄で規則から外れるのは西冷印社斷簡の[3]の單對だけである。王勃の他の作品と遜色のない駢文作品である。

三、《陸録事墓誌》銘 佐藤斷簡B・《翰墨城》斷簡

【佐藤斷簡B】 「橘逸勢石山切」極札

- 1 大道既隱，仁義爲□。□聖人着，礼匡□
- 2 末。三年之喪，自天子達。夫豈不懷，情爲
- 3 義割（其/一）。嗚呼斯人，不勝其哀。一慟長往，三

【《翰墨城》斷簡】 「橘逸勢」極札

- 1 泉不迴。悠々蒼天，此何人哉。先王有制，何
- 2 爲王摧（其/二）。昔殷三仁，同謂哲達。士誘物誰，
- 3 是顧生死。嗟乎弊俗，情變久矣。吾子隕

大道 既に隠れ，仁義 □爲す。□聖人着，礼□末を匡す。

三年の喪，天子自り達す。夫れ豈に懷わざらんや，情は義割と爲す（其一）。

嗚呼 斯の人，其の哀に勝えず。一慟して長く往き，三泉 迴らず。

悠々たる蒼天，此れ何人かな。先王 制有り，何爲れぞ王 摧く（其二）。

昔 殷の三仁，同じく哲達と謂う。士 誘なえば物誰か，是れ生死を顧りみん。嗟乎 弊俗，情 變じて久しきなり。吾子隕して……

佐藤斷簡Bには「其一」とあり、《翰墨城》斷簡には「其二」が見える。四字の韻文八句で換韻する銘の最初の部分6行である。

恐らく佐藤斷簡Aのあと、この人物の死を悼む言葉、或いは王勃に墓誌の作成を依頼したであろう子供の悲しみを述べる表現が続いたと思われる。そして「詞曰」「銘云」「銘曰」⁷などの言葉で序が終わり、改行して始まる銘文の最初の三行が切り出されたのだ。佐藤論文が指摘するように、この1枚の後、《翰墨城》斷簡が続く。

(前闕)

[1] 大道既隱，仁義爲□。□聖人着，礼匡□末。

《禮記》禮運 “今大道既隱，天下爲家，各親其親，各子其子……禮義以紀，以正君臣，以篤父子，以睦兄弟，以和夫婦，以設制度……故謀用是作，而兵由此起。禹湯文成王周公，由此其選也”。又《老子》十八 “大道廢有仁義”。

[2] 三年之喪，自天子達。夫豈不懷，情爲義割（其一）。

《禮記》王制 “三年之喪，自天子達”。

《王勃集注》卷三〈倬彼我系〉“我瞻先達，三十方起。夫豈不懷，高山仰止”。

《後漢書》耿弇傳九・論 “然弇自剋拔全齊，而無復尺寸功，夫豈不懷。將時之度數，不足以相容乎”。

《文選》卷二十九棗據〈雜詩〉“安得恒逍遙，端坐守閨房。引義割外情，內感實難忘”。

* 押韻は末（入聲 13 末），達・割（入聲 12 曷）

[3] 嗚呼斯人，不勝其哀。一慟長往，三泉不迴。

《論語》雍也 “伯牛有疾，子問之，自牖執其手，曰亡之，命矣，夫斯人也而有斯疾也”。

《韓非子》外儲說左上 “今臣有與在後，中不勝其哀，故哭”。

《世說新語》傷逝篇 “郗嘉賓喪，左右白郗公郎喪。既聞不悲，因語左右，殯時可道。公往臨殯，一慟幾絕”。

《文選》卷十・潘岳〈西征賦〉“悟山潛之逸士，卓長往而不反”。《宋書》卷六十二張敷傳二十二 “顏延之書弔（父張）茂度曰……豈謂中年，奄爲長往”。

《王勃集注》卷十六〈梓州飛鳥縣白鶴寺碑〉“遂使悲生棄井，堙玉登於三泉，歎積爲山，移瓊峯於九仞”。《史記》卷六秦始皇本紀六 “穿三泉，下銅而致槨”。

[4] 悠悠蒼天，此何人哉。先王有制，何爲王摧（其二）

《毛詩》王風・黍離 “悠悠蒼天，此何人哉”。

⁷それぞれ〈陸録事墓誌〉の前後にある墓誌の序の末尾の語。

《漢書》卷九十一貨殖傳六十一・序“昔先王之制，自天子公侯卿大夫士至於卑隸抱關擊楨者，其爵祿奉養宮室車服棺槨祭祀死生之制各有差品，小不得僭大，賤不得踰貴”。

參：《白氏六帖》卷四・珮十一“先王有制（所以比德）”。

《禮記》玉藻，又聘義“君子無故，玉不去身，君子於玉比德焉”。

「何爲王摧」，王は「玉」字の誤寫かもしれない。《文選》卷六十・顏延之〈祭屈原文〉“蘭薰而摧，玉纈則折，物忌堅芳，人諱明潔”。

*押韻は哀・哉（上平16），迴・摧（上平15灰）

[5] 昔殷三仁，同謂哲達。士誘物誰，是顧生死。

《論語》微子“微子去之，箕子爲之奴，比干諫而死。孔子曰，殷有三仁焉”。

《東觀漢記》田邑傳九“愚聞丈夫不釋故而改圖，哲士不徼幸而出危”。

《呂氏春秋》知分“達士者，達乎死生之分”。

《後漢書》仲長統傳三十九“至人能變，達士拔俗”。

《文選》卷三十八・任昉〈爲齊明帝讓宣城郡公第一表〉“臣知不愜，物誰謂宜。但命輕鴻毛，責重山岳”。

《廣弘明集》卷二十九上梁武帝〈淨業賦〉“與恩愛而長違，顧生死而永別”。

[6] 嗟乎弊俗，情變久矣。吾子隕（以下闕）

《王勃集注》卷四〈上吏部裴侍郎啓〉“崇大廈者，非一木之材，匡弊俗者，非一旦之衛”。蔣注：衛，似述字之訛。

《尚書》畢命“敝化奢麗，萬世同流”。孔傳：言敝俗相化。

《文心雕龍》明詩篇“故鋪觀列代，而情變之數可監，撮舉同異，而綱領之要可明矣”。

《左傳》隱公三年“光昭先君之令德，可不務乎。吾子其無廢先君之功”。

*押韻は達（入聲12曷）。死（上聲5旨），矣（上聲6止）。「達」が韻を異にすることは，前稿で指摘した。三句目の最初の文字「士」が上聲6止の韻であり，哲士，達士でも文意が通る。しかし文字の顛倒などとも考え難く，未だ解決できない。

銘文の最初の4句は，第一句が《禮記》を典據に，「大道」のあと，「小康」という禮義に規定される時代になったことを言っていると思われる。其一は「天下を一つとする大道が去り，親子の情愛が生まれ，禮義が定められた。三年の服喪は天子から民衆までみなが守る制度である。しかしその想いは義によって遮られることが多い」と，禮に基づく三年の服喪は現實の社會で實踐するのは難しいと主張する。親の死に對する哀悼とそれに基づく服喪の規定が守り難いと述べる「其

一」は、この墓誌の主題の提示であるように思う。

「其二」の最初の4句〔3〕は、困難な三年の服喪を、陸録事が実行しようとしたのに、天が彼に時間を與えず、父の死を悲嘆するあまり、世を去ったということを使う。私は前稿で、「其二」は、陸録事という優れた人間を不遇なまま逝去させた社会を批判していると考えたが、「其一」の内容を併せ考えると、禮の規定である三年の服喪期間さえ與えずに彼を死なせた天を恨むというように解すべきなのかもしれない。

官を去り父の喪に服したが、短い期間で自らも世を去ってしまったことを言う銘文其一・二は、佐藤斷簡Aの内容を韻文で述べているのである。

銘文「其三」に当たる七句は、前稿でも述べたように、彼の高潔な人格が社会の規範となり得たということをおうとしていると考えられる。

四、〈陸録事墓誌〉の文學

以上のように、《翰墨城》斷簡を含む4枚の内容は相互に關連をもち、録事を最後に官を捨て、その後あまり時間を経ることなく世を去った人物に對する哀悼を示している。一行字數、書風、紙の大きさといった外形的一致だけでなく、内容からも《王勃集》卷二十八の〈陸録事墓誌〉の序と銘の一部と斷定してよいように思われる。

〈陸録事墓誌〉の銘文は《翰墨城》斷簡のあと、恐らく「其四」までであったと思われる。もちろんその内容はわからないが、しかし其三まで、西泠印社斷簡で紹介されていた彼の履歴に全く觸れない。このことはやや奇異な感じがする。最後にこの疑問と、〈陸録事墓誌〉に示される王勃の文學の特色について私の考えを簡単に述べておきたい。

例えば庾信が作った墓誌・神道碑の多くは、庾信自身の感情をあまり織り込むことなく墓主の履歴を、對句と典據で淡淡と裝飾してゆく。王勃の時期の墓誌もまた、その方法を踏襲しているように感じられる。ただそのなかで王勃の〈陸録事墓誌〉の後に續く二人の女性の墓誌では、彼は墓誌の依頼者である子供の視線にたち、その感情を代辯しようとする表現があった⁸。一部しか残っていない作品から全體を判斷することは危険ではあるが、この4枚の内容を見る限り、〈陸録事墓誌〉はそのどちらでもないように思われる。

《王勃集》卷二十八には〈陸録事墓誌〉を含め四篇の墓誌が録される。普州安居縣令達奚孝貞、梓州鄆縣令衛玄と、どちらも蜀地の縣令の依頼で作られた〈達奚

⁸注6の拙文を参照いただきたい。

公墓誌〉と〈賀抜氏墓誌〉の二篇は没年の記載がなく断言できないものの、王勃は生前の墓主を知らなかった可能性がある。〈歸仁縣主墓誌〉の場合、彼女は総章元年に死去しており、彼女の晩年は王勃が沛王府にあった時期と重なる。彼女の複雑な立場と心情を代辯する表現が見られるのは、王勃が生前の彼女を知っていたからかもしれない。総章二年に官を去って以降、さほどの時を経ずに世を去った陸某と王勃に直接の交遊があったかどうかは不明である。ただ交遊の有無に関わらず、彼は歸仁縣主と同じく、王勃と同じ時を生きた人物であり、某王府の官から地方の下級官という経歴を考えれば、彼が歸仁縣主より親近を感じる階層の人間であったことは間違いない。

確かに西冷印社断簡は陸録事の官歴を言う。しかし“仕以易農”と元元生活のための出仕であり、榮達を望んだものではなかったということを暗示した上で、下位の職務を喜ばず、隱棲を考えていたとも述べる。これらは王勃の文飾を割り引いて考えなければならぬだろう。だが一方で任地を「名邦」と言っているものの、彼の官僚としての治績を顯彰する言葉はなく、逆に「下列」「位屈」「塗窮」「下職」と彼が低い位の官僚で終わったことを直接的な言葉で表現している。〈陸録事墓誌〉作成より後のことと思われるが、王勃は咸亨四（673）年頃虢州の參軍となる。[4]“位屈於參卿”は、その時の自分の鬱屈した心情を詠った〈倬彼我系〉の中の表現に似る。この4枚の墓誌の断簡は、遺族の感情より王勃の感情が表現されていると感じられる。それは王勃にとって陸某が、その不遇を他者のものとして客観視できない、同じ時期の人間であったからではないか。そして銘文が、官を去ったのちの短い時間に焦点を絞って描寫するのは、苦しんだ官職を捨て求めた時間を陸某は得ることができなかった、このことにこそ、彼の本当の不幸があると王勃が考えたことによるのではないか。墓誌序（西冷印社断簡、佐藤断簡A）と銘文は表現の方法が異なるが、その源にはともに陸録事に對する王勃の同情があるのである。

もちろん佐藤断簡Aと銘文である佐藤断簡Bの間の墓誌の序の最後の部分で、遺族の悲しみが表現されていた可能性はある。しかし、この4枚の描寫には、依頼者であったであろう遺族の視線ではなく、王勃の視線から表現されており、この墓誌は、王勃自身の感情が投影されているという点で、重要な作品であるように思われる。

小結

陸録事が、誰であるか分からない。ただどのような生涯を送った人物であったかは、4枚の斷簡からある程度推量することができる。彼は王勃と同じ時期の、そして唐代を通じて数多く存在した、自負を抱く下級官僚の一人であった。王勃はこの墓誌を、王府を追われて以降、虢州參軍の時期頃までの間に作った。この墓誌は王勃自身が鬱勃とした不遇感を抱いていた、彼の短い人生のなかの後半生に作られた。そしてこの期間に作られた王勃の詩序に登場する多くの地方官僚と同じく⁹、陸録事の履歴は決して特殊なものではなく、王勃と彼の周邊にあった人々の官途でもあった。

この墓誌に表現される不遇は、陸録事の感情を代辯しようとするものであろうが、王勃と王勃の周邊にあった人々の感情でもあった。そして陸録事の官職に対する描寫やその生涯に対する同情も、王勃のものであるとともに、王勃の周邊にあった多くの人物が、自他に對して抱く共通の感慨であったのではないか。一部しか残らない墓誌であるが、その斷片からは王勃の文學がなぜ支持されたのか、また誰に支持されたのかが読み取れるように思われる。

〈陸録事墓誌〉は、王勃の時代の不遇に終わった多くの官僚たちの鎮魂の作品であったのではないだろうか。

(著者は京都大學人間・環境學研究科教授)

⁹王勃の詩序については〈王勃の詩序〉〈初唐の“序”〉(ともに《『王勃集』と王勃文學研究》所收)を参照いただきたい。